

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社かんでんエンジニアリング
(大阪府大阪市北区中之島6-2-27 中之島センタービル21階)[7000000022]
2. 資格登録停止措置の期間
令和7年7月23日 ~ 令和7年10月22日(3か月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者が、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日及び令和6年7月17日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。
当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年2月4日付けで建設業許可部局である近畿地方整備局より指示処分及び営業停止処分(22日間)を受けた。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者が、建設業法に違反したとして、近畿地方整備局長から指示処分及び営業停止処分を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第10号(建設業法違反行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

○問合せ先 中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)